

令和元年6月14日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03296

研究課題名(和文) 現代議会法の理論的転回 グローバル化時代の議会立法と議会統制権の拡充

研究課題名(英文) Contemporary Turn of Parliamentary Law

研究代表者

赤坂 幸一 (Akasaka, Koichi)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：90362011

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、独仏の公法学・政治学、および日本憲法史・建築史学の知見を総合しつつ、議場構造が持つ象徴的意味や、その憲法理論上の含意についての検討を行った。また、現在の多極分散型の秩序形成システムにおいて、ネットワーク国家の概念が持つ意義についての検討を行った。

以上の理論的検討に加え、衆議院事務局の所蔵する未公開資料を活用した実証研究を行い、庶務課日誌の翻刻を行ったほか、各派交渉会の運用に関する実証的研究を行なった。とくに昭和期を重視し、昭和10年以降の戦時色が濃くなりゆく時局下において、国政の中心に位置した帝国議会という「窓」から覗く、立体的な憲政史像を描くための基盤的研究を行なった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、代表者の議会法・議事法研究を発展的に継承しつつ、1) グローバル化時代・私化時代における議会立法の変容・動態を明らかにし、2) 現代において立法権以上に重要性を増している議会統制権にかかわる理論的再検討を行うと共に、3) それを支える議会事務局の機能や議会官僚の役割を解明するという観点から、新時代の議会立法・議会統制メカニズムのあり方を、実務的観点を含めて総合的に再検討することによって、議会法研究に新たな基盤を提供すること、および当該メカニズムの背後にある理論的基層(議会に期待される役割や、議会統制の現代的課題)についても、新たな秩序形成プロセスという観点から意義づけること、を試みた。

研究成果の概要(英文)：In this research project, we have tried to analyze the symbolical meaning of the parliamentary seat-order (Sitzordnung). Also the significance of the idea of the "network-state" in so-called multipolar order-making system was explored. Along with these theoretical work, a positive research which analyze the undisclosed papers and materials in the Japanese house of representatives was carried out.

研究分野：憲法学

キーワード：議会法 憲法史 憲政史

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

従来型の法律統御モデルは、規律の対象・必要性・結果について知悉した立法者が、十分な将来予測に基づいて法律を制定し、この法律に基づいて行政を行うという前提に立脚していた。しかし、いわゆるアルゴリズム統御が問題となる領域では、このような秩序形成モデルは現実を規律する力を失いつつある。というのも、規律対象・規律環境が流動性・曖昧性をもつからこそ、日々新たに獲得されるデータを反映した自己学習型のアルゴリズム統御が必要になるのであって、何が適切なアルゴリズムであるかを議会自身が事前に予測することは困難だからである。また、高度の技術的・専門的知見が日々形成されてゆく領域では、例えば遺伝子関連規制や環境法、銀行法、テレコミュニケーション法の領域に見られるように、議会立法者が事前に自らの規律の結果につき十全な知識をもたない領域が増加し、むしろ、規制の名宛人が当該規制のもつリスクについて最もよく知っている、というケースが増大しつつある(「動態的知識形成」)。このような現象を前に、議会を中心とする秩序形成プロセスがどのように変容していくのか。本研究は、このような問題関心を背景としている。

また、統治機構の運用に関わる近年の実証的研究は、各種の内外資料の公開・発掘により飛躍的な展開を遂げているが、例えば国会両議院は情報公開法の適用対象外とされ、従来、その所蔵資料への外部からのアクセスは不可能であった。そのため、両院が所蔵する憲政資料等の歴史的文書については、これを利用した実証的な研究が十分に行われてきたとは言い難い。例えば、議会外の社会・経済団体による自主規制と議会立法との調整プロセスを規律する議会先例の形成・運用過程など、立法権限や議会情報権の行使にあたって重要な役割を果たしてきた両院事務局・議会官僚の役割については、従来全くのブラック・ボックスであり、本格的な研究は手つかずの状態であった。本研究のもう一つの問題関心ないし背景は、この点に存する。

2. 研究の目的

本研究は、申請者及び分担研究者が蓄積してきた議会法・議事法研究を発展的に継承しつつ、(A)グローバル化時代・私化(Privatisierung)時代における議会立法の変容・動態を明らかにし、(B)現代において立法権以上に重要性を増している議会統制権ないし議会情報権にかかわる理論的再検討を行うと共に、(C)それらを支える議会事務局の機能や議会官僚の役割を解明することを目的とする。本研究では、新時代の議会立法・議会統制メカニズムの運用のあり方を、実務的観点を含めて総合的に再検討することによって、議会法・議事法研究に新たな基盤を提供すると共に、当該メカニズムの背後にある理論的基層を探究することを目的としたものである。

3. 研究の方法

・未公開憲政資料群を用いた実証研究 研究代表者は、両議院事務局のバックアップのもと、平成23-26年に予備的調査を実施した結果、衆議院庶務部および参議院庶務部に画期的な憲政史料群が所蔵されていることを確認し、その概要を把握するに至っている。本研究では、これらの未公開資料群を活用しつつ、主として議会立法・議会統制にかかわる議会運営のあり方に関する実証研究を行なった。

とくに、帝国議会期の議会運営の詳細を記録した各派交渉会記録や、事務的な側面から帝国議会の運用を明らかにしうる庶務課日誌に着目し、その内容の分析を行うとともに、翻刻を進めた。

・グローバル化時代・私化時代の議会法理論の形成 また、専門的・先端的知識を踏まえた秩序形成プロセスにおいては、秩序形成プロセスのネットワーク化が顕著に見られる(いわゆる「共同規制」手法等)。このような秩序形成プロセスの多極化・ネットワーク化現象を前に、国家の役割の重点は、政策領域によっては、主体的な知識集約及び政策決定から、社会的・政

治的な相互作用を可能ならしめるパターン/ネットワークの創出及び維持へと移行している。

以上のことは、フォーマルな権威を有する公的機関による専門的知識の集積及び決定（government）から、フォーマルな権威をもたないが、ある政策領域において実効的に機能するインフォーマルなものをも含んだ規制メカニズムの総体（governance）へと視野を拡大することの必要性を示唆している。公的決定プロセスへの専門知（アルゴリズム制御技術等）の反映や、動態的知識形成に関わる「リスク決定」への対処の問題も、この文脈で捉えることができるよう。しかし、このような動態的知識形成を背景とする秩序形成のネットワーク化について留意すべきは、ネットワーク内の各アクターが自律的性格を持ち、政府を含む他のアクターの完全な統御下には置かれないために、これらのアクターから構成されるネットワークそれ自体も自律的・自治的性格を持つことになるという点である。本研究においては、秩序形成の実体的内容のみならず、そのためのフォーラムとなるネットワーク自体について、議会立法者はいかなる範囲・手法で実効的な公的統制を行いうるのか、という観点から、統治機構に関する理論的研究を行なうこととした。

4．研究成果

・変容する秩序形成プロセスにおける議会の役割 現在の多極分散型の秩序形成システムにおいて、ネットワーク国家の概念が持つ意義についての検討を行った。これらの基礎的研究により、議会に期待される役割や、議会統制の現代的課題についても、新たな観点から意義づけることが可能となった。その詳細については、下記の発表論文を参照されたい。

・議会運営・議場構造の基礎理論 本研究においては、独仏の公法学・政治学、および日本憲法史・建築学史の知見を総合しつつ、いわゆる議場構造が持つ象徴的意味や、その憲法理論上の含意（いわゆる立法期概念の設定、議員特典の意義、代表民主制の再定位など）について、理論面からの検討を行った。その際、政治神学の領域で注目される国王二体論（政治的身体と自然的身体のディコトミー）を参照基準としつつ、君主なき共和国においてなぜ「身体」に着目した共和国の運営がなされたのか、という観点から、失われた象徴的意義の物語の再構築を行なった。

・憲政史研究の基盤構築 以上の理論的検討に加え、本研究においては、さらに、衆議院事務局の所蔵する未公開資料を活用した本格的な実証研究を行い、いわゆる庶務課日誌の翻刻を行ったほか、各派交渉会の運用に関する実証的研究を行なった。前者については、政治史学・法制史学の領域の研究協力者の専門的知見をも得ながら、正確な翻刻を心がけると同時に、昭和10年以降の戦時色が濃くなりゆく時局下において、国政の中心に位置した帝国議会という「窓」から覗く、立体的な憲政史像を描くための基盤的研究を行なった。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計50件)

1. 赤坂幸一「政党をめぐる憲法秩序」法学セミナー771号（2019年）100-105頁
2. 赤坂幸一「最高裁判例の形成過程(5)」法学セミナー769号（2019年）78-84頁
3. 赤坂幸一「最高裁判例の形成過程(4)」法学セミナー768号（2019年）79-84頁
4. 赤坂幸一「裁判を受ける権利：裁判員制度違憲訴訟」棟居快行＝工藤達朗＝小山剛編『判例トレーニング憲法』（信山社、2018年）202-211頁
5. 赤坂幸一「立法権と国会」宍戸常寿＝林更知編著『総点検 日本国憲法の70年』（岩波書店、2018年）210-220頁
6. 赤坂幸一「公権力の透明性と理由提示」論究ジュリスト 2018年秋号 139-150頁

7. 赤坂幸一「最高裁判例の形成過程(3)」法学セミナー767号(2018年)74-79頁
8. 赤坂幸一「最高裁判例の形成過程(2)」法学セミナー766号(2018年)77-82頁
9. 赤坂幸一「議場構造の憲法学」初宿正典先生古稀『比較憲法学の現状と展望』(成文堂、2018年)297-330頁
10. 赤坂幸一「最高裁判例の形成過程(1)」法学セミナー765号(2018年)74-80頁
11. 赤坂幸一「公共空間と秘密」法学セミナー764号(2018年)66-71頁
12. 赤坂幸一「議会先例の形成」法学セミナー763号(2018年)66-76頁
13. 赤坂幸一「議員特典再考」法学セミナー762号(2018年)67-74頁
14. 赤坂幸一「政治空間と法」法学セミナー761号(2018年)79-90頁
15. 赤坂幸一「術としての裁判」法学セミナー760号(2018年)70-77頁
16. 赤坂幸一「立法事実と立法資料」法学セミナー759号(2018年)86-91頁
17. 赤坂幸一「内閣法制局の矜持」牧原出編『法の番人として生きる 大森政輔 元内閣法制局長官回顧録』(岩波書店、2018年)311-318頁
18. 赤坂幸一「オーストリア連邦首相府憲法部の機能 ウィーン調査報告」レファレンス805号(2018年)13-24頁
19. 穴戸常寿 = 赤坂幸一 = 大河内美紀 = 林知更 = 西村裕一 = 山本龍彦「座談会：憲法のアイデンティティを求めて」論究ジュリスト2018年冬号170-194頁
20. 赤坂幸一「透明性の原理」法学セミナー758号(2018年)53-60頁
21. 赤坂幸一「予防的規範統制」法学セミナー757号(2018年)93-97頁
22. 赤坂幸一「私化時代の法定立」法学セミナー756号(2018年)62-67頁
23. 赤坂幸一「職業の自由」横大道聡編『憲法判例の射程』(弘文堂、2017年)132-141頁
24. 赤坂幸一「ガバナンス」法学セミナー755号(2017年)72-77頁
25. 赤坂幸一「権力分立と正統性」法学セミナー754号(2017年)76-83頁
26. 赤坂幸一「議会留保」法学セミナー753号(2017年)80-85頁
27. 赤坂幸一「司法制度改革へのアンビヴァレンス 竹崎博允」渡邊康行ほか編『憲法学からみた最高裁判所裁判官』(日本評論社、2017年)351-364頁
28. 赤坂幸一「最若年の最高裁オリジナル・メンバー 河村又介」渡邊康行ほか編『憲法学からみた最高裁判所裁判官』(日本評論社、2017年)35-48頁
29. 赤坂幸一「委任立法の『目的・内容・範囲』」法学セミナー752号(2017年)74-83頁
30. 赤坂幸一「新たな秩序形成プロセス」法学セミナー751号(2017年)74-78頁
31. 赤坂幸一「インフォーマルな憲法秩序」法学セミナー750号(2017年)54-59頁
32. 赤坂幸一「憲法留保」法学セミナー749号(2017年)51-58頁
33. 赤坂幸一「立法過程の合理化・透明化」法学教室440号(2017年)36-43頁
34. 赤坂幸一「秩序形成プロセスと憲法」法学セミナー748号(2017年)70-76頁
35. 赤坂幸一「ドイツにおける連邦政府内部の憲法適合性審査 ベルリン調査報告」レファレンス794号(2017年)67-86頁
36. 赤坂幸一「竹崎博允 司法制度改革へのアンビヴァレンス」法律時報89巻3号(2017年)92-97頁
37. 赤坂幸一「『立憲主義』の日独比較 - 憲政史の観点から」憲法理論研究会編『対話的憲法理論の展開』(敬文堂、2016年)21-38頁
38. 赤坂幸一「ドイツにおける憲法改正論議」待鳥聡史・駒村圭吾編『「憲法改正」の比較政治学』(弘文堂、2016年)263-288頁

39. 赤坂幸一「河村又介 最若年の最高裁オリジナル・メンバー」法律時報 88 巻 3 号 (2016 年) 95-100 頁
40. 赤坂幸一「ハルツ 改革と自治権の保障」自治研究 92 巻 3 号 (2016 年) 143-151 頁
41. クリスマン・ヴァルトホフ (赤坂幸一訳)「近年のドイツにおける議会法の展開 『加重された大連立 qualifizierte Grose Koalition』を踏まえて」法政研究 82 巻 4 号 (2016 年) 33-44 頁
42. 上田健介「行政訴訟における司法へのアクセス保障」榊原秀訓編『イギリス行政訴訟の価値と実態』(日本評論社、2016 年) 169-187 頁
43. 上田健介「人権法による『法』と『政治』の関係の変容」川崎政司 = 大沢秀介編『現代統治構造の動態と展望』(尚学社、2016 年) 151-183 頁
44. 上田健介「議院内閣制」大石眞監修『なぜ日本型統治システムは疲弊したのか』(2016 年) 1-30 頁
45. 上田健介「イギリスにおける憲法変動の改革論」待鳥・駒村編『「憲法改正」の比較政治学』(弘文堂、2016 年) 75-107 頁
46. 木下和朗「立法過程の改革及び変動と政治部門における権力の拡散」川崎政司 = 大沢秀介編『現代統治構造の動態と展望』(尚学社、2016 年) 112-150 頁
47. 木下和朗「イギリスにおける人権保障」岡山大学法学会雑誌 67 巻 1 号 (2017 年) 37-71 頁
48. 木下和朗「菊池事件の裁判手続をめぐる憲法問題」法学セミナー 757 号 (2017 年) 78-82 頁
49. 木下和朗「日本国憲法及び国会法制定過程における両院制の構想：法律制定における両院協議会請求権規定を手がかりに」岡山大学法学会雑誌 6 8 巻 3/4 号 (2019 年) 297-333 頁
50. 村西良太「「議会」留保と「本会議」留保：グローバルな政策決定と議会の自律的組織権に関する序論的考察」社会科学研究 65 巻 2 号 (2016 年) 35-56 頁

〔学会発表〕(計 10 件)

51. 赤坂幸一「仮設の文化を考える」九州大学人社系 commons 講演 (2019 年 3 月 15 日) ディスカッションコメント
52. 赤坂幸一「最高裁判例の形成過程 ミュージック・サプライ事件判決を素材とした実証的研究」九州公法判例研究会報告 (2018 年 11 月 10 日)
53. 赤坂幸一「法秩序形成と立法事実」龍谷大学団藤重光文庫プロジェクト研究会報告 (2017 年 11 月 26 日)
54. Koichi AKASAKA, *Kommtar: Legitimitat und Sicherstellung der Verfassungsordnung*, Deutsch-Japanisches Verfassungsgesprach 2017 (2017.09.20)
55. 赤坂幸一「議会少数派 (野党) の権限の拡充」Yahoo 憲法企画「国会機能をアクティベート」講演 (2017 年 8 月 24 日)
56. 赤坂幸一「立法事実と立法資料」科研費基盤 B 研究会報告 (衆議院第二別館、2017 年 7 月 28 日)
57. 赤坂幸一「帝政期ドイツと明治憲法下の日本における立憲主義」憲法理論研究会 (招待講演、2016 年 05 月 08 日) 中京大学名古屋キャンパス (愛知県名古屋市)
58. 赤坂幸一「『立憲主義』の日独比較 憲政史の観点から」マッカーサー・ノート研究会 (招待講演) 2016 年 09 月 06 日、青山学院大学 (東京都渋谷区)
59. 赤坂幸一「判例法理の形成過程の実証的研究 竹崎コートからの示唆」最高裁判事・山田作之助を起点とした二十世紀の法実務と学知の交錯第 2 回研究会 (招待講演) 2017 年

02月21日、神戸学院大学（兵庫県神戸市）

60. 木下和朗「イギリスにおける議会に対する裁判所の説明責任」第3回「司法のファンダメンタルズの改革」研究会、2016年08月25日北海道大学（北海道札幌市）

〔図書〕(計3件)

61. 上田健介（共著）『憲法判例50!』（有斐閣、2016年）全180頁

62. 木下和朗「第2章 イギリス」中村睦男ほか編著『世界の人権保障』（三省堂、2017年）31-52頁

63. 木下和朗「第1章 総説 第5節」「第4章 平等違反の合憲性審査」「第7章 文面審査 第1節 総説」岡山大学法科大学院公法系講座編著『憲法 事例問題起案の基礎』（岡山大学出版会、2018年）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：上田 健介

ローマ字氏名： UEDA KENSUKE

所属研究機関名：近畿大学

部局名：法務研究科

職名：教授

研究者番号（8桁）：60341046

研究分担者氏名：木下 和朗

ローマ字氏名：KINOSHITA KAZUAKI

所属研究機関名：岡山大学

部局名：法務研究科

職名：教授

研究者番号（8桁）：80284727

研究分担者氏名：村西 良太

ローマ字氏名：MURANISHI RYOTA

所属研究機関名：大阪大学

部局名：高等司法研究科

職名：准教授

研究者番号（8桁）：10452806

(2)研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。